

平成 29 年度仙台市児童生徒の心のケア推進委員会設置要綱

(平成 29 年 4 月 4 日教育長決裁)

(目的)

第 1 条 東日本大震災により被災した児童生徒の心のケアの推進を目的に、専門的な観点からの助言を得ながら、今後の中・長期にわたる具体的な取組を検討するため、仙台市児童生徒の心のケア推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、児童生徒の心のケアに関する次の各号に掲げる事項について検討し、協議を行う。

- (1) 心のケアに係る緊急支援チームの派遣に関する事
- (2) 心のケアに係る研修会に関する事
- (3) 心の健康に係る調査に関する事
- (4) スクールカウンセラーの配置に関する事
- (5) 関係機関との連携に関する事
- (6) その他、児童生徒の心のケアの推進に関する事

(委員構成)

第 3 条 委員会は、医療関係者、学識経験者、及び関係機関職員のうちから教育委員会が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は意見を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育局学校教育部教育相談課において行う。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 4 日から実施する。